



2 都市政広第 24 号
令和 2 年 4 月 10 日

一般社団法人 東京ビルディング協会
会長 木村 恵司 様

東京都都市整備局
都市づくり政策部長 小野 幹雄



新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けた対応について（要望）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、今月 7 日、東京を含む 7 都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これを受け、都においても、都民への外出自粛要請や施設の使用制限等の緊急事態措置を講じることとしています。

都内においては、営業を自粛している飲食店など店舗を賃借して事業を営む事業者において、賃料の支払いが困難となるなど事業活動への影響が懸念されているところです。

こうした状況の中、飲食店などのテナントに不動産を賃貸する事業を営む賃貸用ビル所有者におかれましては、東京の地域経済への影響を最小限に抑えるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る観点から、賃料の支払いが困難な事情にあるテナントに対し、状況を御賢察の上、賃料の支払い期限を延長するなどテナントの事情に配慮した対応を御検討いただけますよう、貴団体加盟の事業者に対する周知をお願いいたします。